

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年1、2月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

財政局	税務部	南区市税事務所
南区役所		総務・地域振興課
		区選挙管理委員会事務局
		市民保険年金課
		農林水産振興課
		地域整備課
		灘崎支所
		妹尾地域センター
		福田地域センター
		興除地域センター
		藤田地域センター
		児島地域センター
		福浜地域センター
都市整備局	都市・交通部	市街地整備課
	道路部	道路計画課
		道路港湾管理課
		西部幹線道路建設課
水道局	配水部	浄水課
		水質試験所

前記の課等において、令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年1月4日から令和4年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和3年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、西部第4地区保留地売払収入において101万円余（収納率2.6%）、同延納利息において1万円余（収納率0%）、新保下中野地区保留地精算徴収金において3万円余（収納率0%）、西部第4地区保留地精算徴収金において4万円余（収納率0%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

（市街地整備課）

【資料】

市街地整備課

収 入 状 況

（令和3年11月30日現在）

節	細 節	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 納 率
土地売払収入	西部第4地区保留地売払収入（滞納繰越分）	円 1,043,337	円 27,000	円 1,016,337	% 2.6
	西部第4地区保留地売払収入（延納利息・滞納繰越分）	11,663	0	11,663	0
土木費雑入	新保下中野地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	33,747	0	33,747	0
	西部第4地区保留地精算徴収金（滞納繰越分）	44,906	0	44,906	0